公告第　C-52　号
令和5年2月17日

公　告

契約担当官
航空自衛隊中部航空警戒管制団
会計隊長　樺島　俊幸

下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

記

1 入札に付する事項：(1)

件名	履行場所	履行期限
エアコンの設置	仕様書のとおり	令和5年3月24日

(2) 入札等説明会：　無
(3) 内訳書提出：　無

2 入札日時：　令和5年3月1日（水）14時30分

3 入札場所：　埼玉県狭山市 航空自衛隊 中部航空警戒管制団 会計隊 入札室

4 参加資格：(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 全省庁統一資格「役務の提供等」D級以上及び競争参加地域「関東・甲信越」の資格を許可されている者
(3) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を　防衛装備庁長官　が認めた場合には、この限りではない。

5 落札決定方式等：　総額決定
（同価入札がある場合、予決令第83条に基づき、くじ引きにより落札者を決定する。なお、郵便入札の場合、入札事務に関係のない職員が代って実施する。）

6 入札方法：(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(2) 郵便入札：　可
配達記録を有する手段により、　令和5年2月28日（火）必着とする。

7 保証金等：　入札保証金 ･･･　免除　契約保証金 ･･･　免除
（ただし、入札保証金を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額（見積もる契約金額の100分の5以上）を徴収する。）

8 入札の無効：　参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9 契約書等作成の必要の有無：　有

10 適用する契約条項：　航空自衛隊標準契約(請書)条項
役務供給契約（請書）条項及び適用契約条項の関係条項による。

11 契約条項を示す場所：　埼玉県狭山市 航空自衛隊 中部航空警戒管制団 会計隊 事務室

12 その他：(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための入札対応措置について(3.1.6)に基づき、郵便入札のみ受け付ける。
(2) 入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
(3) 入札参加希望者は、入札の開始前までにその旨を(4)の連絡先まで通知するとともに、資格決定通知書の写しを提出すること（FAX可）。
(4) 本書記載事項の詳細については、会計隊担当者まで照会されたい。
〒350-1324　埼玉県狭山市稲荷山2-3
航空自衛隊入間基地　会計隊契約班（担当　森永）
電話：04-2953-9390（直通）　FAX：04-2952-5267（直通）
(5) 仕様書の内容等に係る質問は、要求元担当者に照会されたい。
担当：嶋﨑（飛行点検隊）
電話：04-2953-6131（4823）　FAX：04-2952-5267（直通）

入札書

貴公告入札通知に対して「入札及び契約心得」
契約条件等承諾の上提出します。

令和5年3月1日

契約担当官
航空自衛隊中部航空警戒管制団
会計隊長　樺島　俊幸　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

履行期限	令和5年3月24日
履行場所	仕様書のとおり

品名（件名）	規　　格	単位	数量	単　価	金　　額
エアコンの設置	仕様書のとおり	件	1		
	―以下余白―				

入　札　金　額　　¥

<table>
<tr><td colspan="5">航　空　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書
の種類</td><td>内容による分類</td><td colspan="3">役務仕様書</td></tr>
<tr><td>性質による分類</td><td colspan="3">個別仕様書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">物品番号</td><td rowspan="2">4120-NL0201-01-010</td><td colspan="3">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="3">入基ＬＰＳ　－　X　－41393</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品　名
又は
件　名</td><td rowspan="6">エアコンの設置</td><td>承　認</td><td colspan="2">令和　5　年　2　月　14　日</td></tr>
<tr><td>作　成</td><td colspan="2">令和　5　年　2　月　14　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改　正</td><td colspan="2">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作成部
隊等名</td><td colspan="2">飛行点検隊</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，航空自衛隊入間基地飛行点検隊で使用するエアコンの設置（以下，役務という。）について規定する。

2　履行場所

航空自衛隊入間基地飛行点検隊庁舎（付図１のとおり。）

3　役務に関する要求

3.1　役務内容

契約の相手方は官側から寄託されたエアコン一式（付属品等を含む。）を設置物品とする。

a)　役務に関する全責任は，契約の相手方が有する。

b)　契約の相手方に寄託する物品は表１のとおり。

表１－品名，規格，内訳及び数量

項目	品名	規格	内訳	数量
1	エアコン	ＡＩＣ－ＡＰ１１２７Ｈ－１ 三相２００Ｖ　５０／６０Ｈｚ　東芝キャリア	１台	１式
2	室外機	ＲＯＡ－ＡＰ１１２５Ｈ 冷媒ガス：Ｒ４１０　東芝キャリア	１台	
3	リモコン	ＲＢＣ－ＡＭＳ５２　東芝キャリア	１個	

d)　契約の相手方は労働安全衛生法をはじめとするその他各種法令を遵守するものとする。

c)　官側は契約の相手方の監督責任のもと発生した災害または作業員の障害等については，その保証および責任を負わない。

e) 設置予定場所に設置の際に発生したゴミの撤去及び設置物品（表１）の設置調整を含むものとし，設置に必要な工具及び資材は，契約の相手方が準備するものとする。

f) 役務について使用する資材，機材及びそれらを運送し運用するための費用，燃料油脂類については契約の相手方が準備し，管理するものとする。

g) エアコン及び室外機の設置場所についてはそれぞれ付図２のとおりとする。

h) リモコンの設置場所ついては，配線の長さを考慮し監督官と調整の上，監督官の指示する位置に設置するものとする。

i) 設置に際し，既存の施設，什器等について，損傷しないよう適切な養生を実施し，損傷を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに，契約の相手方の責において処置及び修復を行うものとする。

j) 設置場所の作業の妨げになる備品は官側で移動するものとする。ただし，契約の相手方は，作業日前日までに作業に必要な空間を監督官と調整するものとする。

k) 配管はドレンクリーニングを行うものとする。

l) 電源については，分電盤より，配線を引くものとする。

m) エアコンと室外機間の配管は，契約相手側が準備するのとする。

n) エアコンを設置後，天井に隙間ができるようであれば，天井と同色に隙間を埋める補修をするものとする。

o) 各配線・配管の接続は，漏電・水漏れしないように施工する。また，露出している配管等はカバー等で覆うものとし，室外機配管についてはサドル等により固定するものとする。

p) 設置完了後，試運転を行い，機能確認を行うものとする。

q) 施工後の収まり（仕上り）等については，監督官の指示によるものとする。

3.2　役務実施日

契約の相手方は，本役務の契約完了後速やかに監督官と連絡をとり，履行場所における役務の実施日を調整するものとする。

3.3　作業時間

作業時間は８時１５分から１７時００分の間とし，平日，土日，祝日に作業を行うものとする。

4　発生屑の処理

設置作業により発生した屑は（冷媒含む），“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”，“資源の有効な利用の促進に関する法律”及び“フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律”並びにその他関係法令に従い，適切に処理しなければならない。

5　品質保証

契約の相手方は設置の品質保証に関して，１２ヶ月の保証を有するものとする。

6　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

7　その他の事項

7.1　基地内共通事項

品名又は件名	エアコンの設置

契約の相手方は，基地において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか，細部は監督官及び検査官（以下，監督官という。）の指示に従わなければならない。

a) 契約の相手方は，履行の現場において基地の電力及び給水を使用する必要がある場合，契約担当官と調整するものとする。

b) 契約の相手方は，基地及び基地の施設への立ち入りに関し，基地司令等の許可を受ける者とする。

c) 契約の相手方は，基地内において履行の現場において必要以外の場所に立入りは行わないほか，細部は監督官等の指示に従うものとする。

d) 契約の相手方は，基地内で知り得た情報について，第三者に漏らしてはならない。

e) 契約の相手方は，基地内における写真撮影について納品に必要な場合及び内容のみとし，監督官等の許可を得るものとする。また，写真，フィルム及びデータについては，監督官等へ提出後，完全に消去し，保持しないものとする。

f) 契約の相手方は，納品に関するデータについて，ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし，必要書類提出後，当該データを消去し，当該データを保持しないものとする。

7.2 その他

この仕様書に記載されていない事項で，関連法令等上，当然実施しなければならない事項については，契約の相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際，疑義が生じた場合は，契約担当官と調整のうえ指示を受けるものとする。

8 問い合わせ

この仕様書についての問い合わせ及び監督官との調整は，飛行点検隊（内線４８２３）とする。

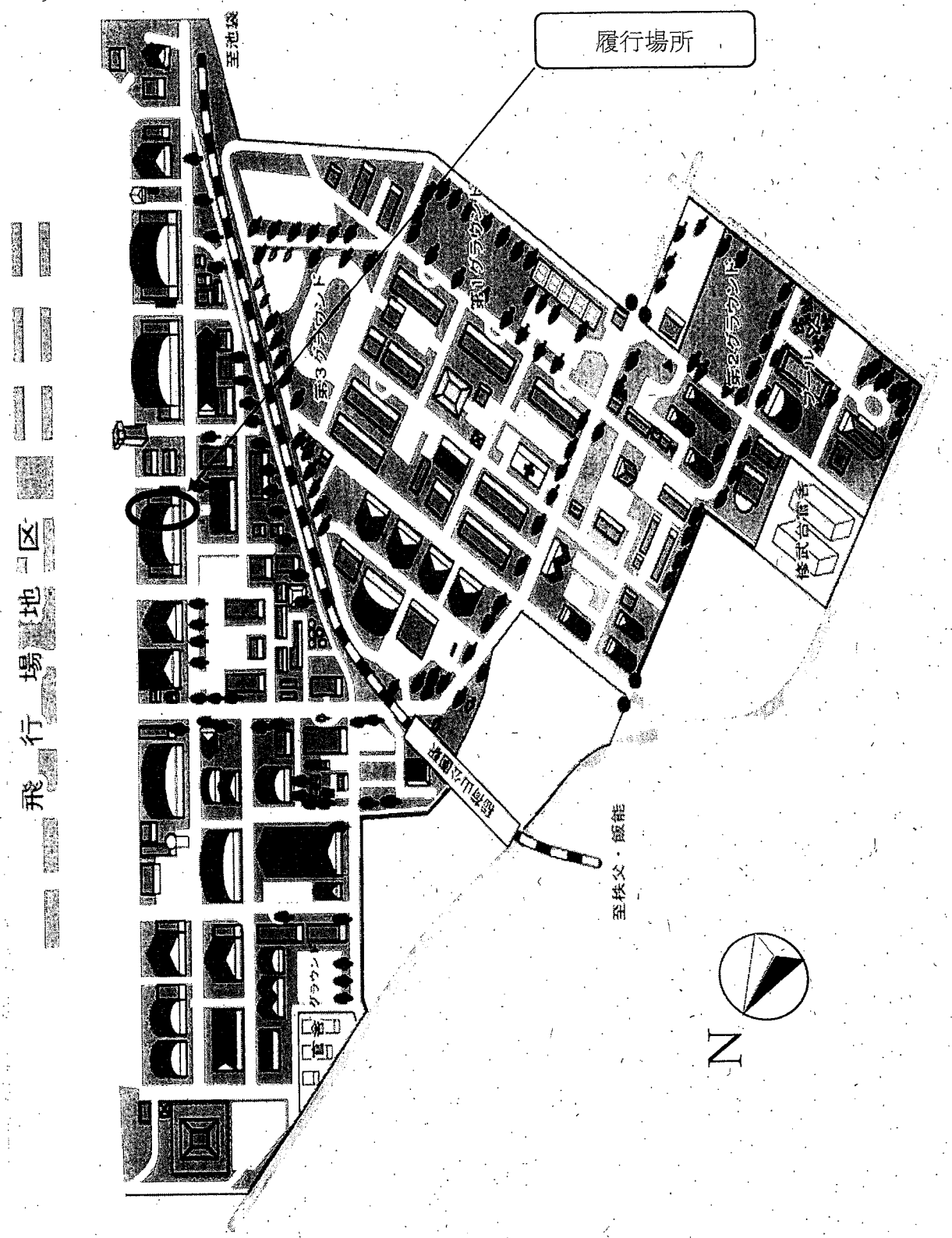
履行場所
飛行場地区
至池袋
第3グラウンド
第1グラウンド
第2グラウンド
グラウンド
西武台高等学校
西武台体育館
至秩父・飯能
N

付図１－履行場所

飛行点検隊　空調機設置見取り図（概要）

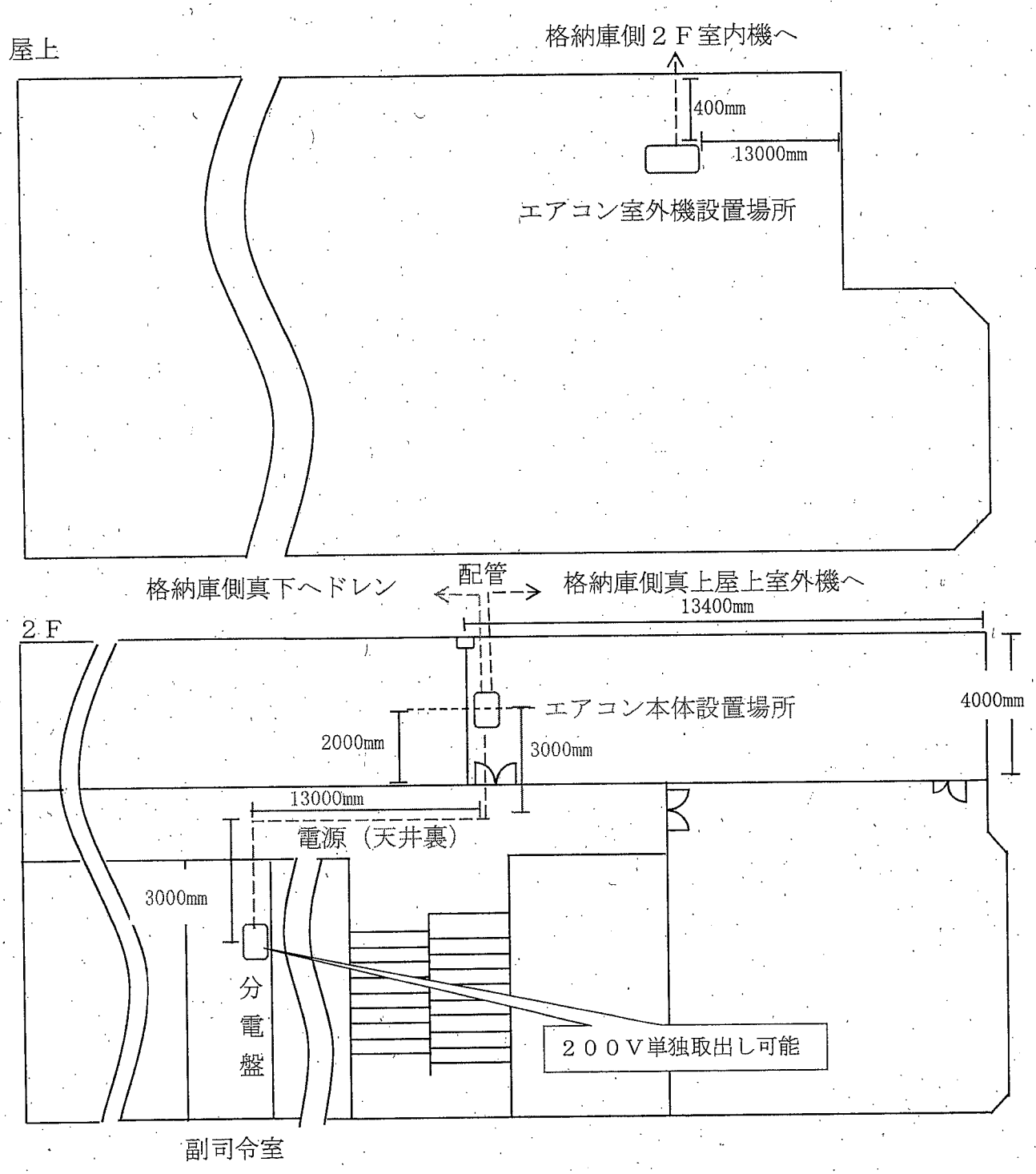

付図２－履行場所